

平成26年

第2回市議会定例会 議案第4号

函館市大間原発訴訟基金条例の制定について
函館市大間原発訴訟基金条例を次のように定める。

平成26年6月12日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市大間原発訴訟基金条例

(設置)

第1条 大間原子力発電所の建設の差止等を本市が求める訴訟（以下「大間原発訴訟」という。）に関する費用に充てるため、函館市大間原発訴訟基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、予算の定めるところにより積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を各会計の歳計現金または現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、函館市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 市長は、第1条の基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部または一部を函館市一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、大間原発訴訟の終結により基金を大間原発訴訟に関する費用に充てる必要がなくなった場合において、基金になお残額があるときは、基金の廃止後にその残額を安全で安心な市民生活の確保に関する施策を実施するために用いるものとする。

(提案理由)

大間原発訴訟基金を設置するため